

四万十市

No. 25

2011. 5. 1 発行

議会だより



も く じ

一般質問		4
提出議案		8
意見書		11

表紙写真

宿泊体験型モデルハウス四万十ヒノキの家落成式
(所在地) 四万十市田出の川8番地2
(概要) 木造2階建(外観は平屋風、ロフトあり)
延べ床面積140㎡、
事業費: 約2,820万円
(利用申込先) 大川筋地域振興組合
TEL. 080-2988-1724

発行 四万十市議会 編集 編集委員会(議会運営委員会) TEL/0880-34-5071
〒787-8501 高知県四万十市中村大橋通4丁目10番地
市議会会議録は四万十市ホームページ(<http://www.city.shimanto.lg.jp>)で閲覧できます

四万十市議会3月定例会は、3月2日に開会し、17日までの16日間の会期で開催しました。

今期定例会には、平成22年度補正予算6件、平成23年度当初予算17件、条例の制定11件、道路線の認定など7件、諮問1件及び議員提出議案2件が提出され、慎重に審議を行いました。

そのうち、平成23年度一般会計予算と平成23年度病院事業会計予算については、議員から一般会計から市民病院への基準外繰出金7700万円を削除する修正案が提出され、討論・採決の結果、賛成多数で修正することが可決されました。その他の議案については原案のとおり可決又は認定しました。

また、常任委員会などの改組を行い、新しい委員を選任しました。（委員の任期は平成23年4月～24年3月まで）

委員会の改組を行いました。新しい委員は次のとおりです。

○総務常任委員会【8名】

（委員長）（副委員長）



宮本幸輝



平野 正



渡辺大東



稲田 勇



宮本博行



白木一嘉



宮地 昭



濱田裕介

（総務常任委員会の所管事項）

- 1 一般行政事務機構の研究について
- 2 市財政内容並びに公有財産の管理運営について
- 3 非常備消防施設の整備状況について

○産業建設常任委員会【7名】

（委員長）（副委員長）



勝瀬泰彦



坂本圭子



藤田豊作



松田達夫



上岡礼三



小出徳彦



岡崎 裕

（産業建設常任委員会の所管事項）

- 1 商工業者の近代化促進について
- 2 農林水産振興の基礎調査について
- 3 観光産業開発の基礎調査について
- 4 市道等の維持管理について
- 5 都市計画事業の推進について など

○教育民生常任委員会【7名】

（委員長）（副委員長）



中屋和男



川村一朗



北澤 保



矢野川信一



宮崎 努



三吉 忠



安岡 明

（教育民生常任委員会の所管事項）

- 1 教育施設の管理運営について
- 2 環境衛生施設等の整備について
- 3 病院事業の管理運営について
- 4 福祉厚生施設の整備促進について
- 5 保育事業の運営管理について

○議会運営委員会【8名】

（委員長）（副委員長）



矢野川信一



小出徳彦



坂本圭子



宮本博行



白木一嘉



勝瀬泰彦



川村一朗

（議会運営委員会の所管事項）

- 1 議会の運営について
- 2 議会の会議規則、委員会条例等について
- 3 市議会だよりの発行について

矢野川信一

小出徳彦

坂本圭子

宮本博行

白木一嘉

勝瀬泰彦

川村一朗

平野 正

一般質問

《 通 告 表 》

質問 順位	質問者	質 問 要 旨	質問 順位	質問者	質 問 要 旨
7	小出徳彦	1 デマンド交通について (1) エリア設定について 2 中村駅前の整備(レイアウト)について (1) 整備が進む中、全体的なレイアウトはどうなっているか (2) 駅の有効活用、利用するにあたりワークショップ方式での取組みは地域等の意見を反映しているか 3 J R 予土線フィギュア列車の運行について (1) 本市としての捉え方と連携・活用策は 4 国保税の引き上げについて (1) これまでの国保運営協議会での検討内容と判断の時期は (2) 引き上げに対する市民への周知の在り方について (3) 収納率への影響・対策は 5 四万十ヒノキのブランド化について (1) 4市町村(中土佐町・四万十町・三原村・四万十市)による協定について 6 四万十市産材利用促進事業について (1) 地元産材の使用確認について (2) 助成金対象となる建築物について (3) 利用促進に対する産材の供給体制は 7 保健・医療・福祉連携事業について (1) 22年度連携事業の総括と成果について 8 園芸作物価格安定事業基金について (1) 市長として、この事業制度に対する継続についてどう考えているか (2) H22年11月に市長に提出された西土佐地区地域審議会からの意見書に対する回答・対応について	1	安岡 明	1 市長の政治姿勢について (1) 現政権をどう評価するか。また、四万十市政への影響をどのように感じているか (2) 市長のこれまでの市政の総合評価は (3) 四万十市の人口問題対策について 2 防災対策について (1) 更なる津波対策の啓発を (2) 緊急時における防災放送の整備を (3) 四万十川下流域の津波対策は 3 小学校における遊具の安全確保について (1) 安全点検の実施と今後の遊具設置は
					1 住宅のリフォーム助成について (1) 本市の既設リフォーム助成制度の利用件数と補助率、金額は (2) 既設制度や市産材利用促進事業と目的が違うのでは 2 園芸価格安定事業について (1) 基金でなく一定の補助を行うべきでは 3 クヌギ(シイタケの原木)林に対しても獣害に対する防護ネット補助を 4 市営住宅の耐震調査の実態と対策状況は
					1 子ども達をネット被害から守ろう (1) 携帯電話のフィルタリング状況は (2) 保護者共々ネット教育を 2 校庭の芝生化を (1) 子ども達の体力向上 (2) 環境整備と教育 3 災害時の水の確保 (1) 井戸水の利活用を 4 火災警報器(義務化迫る) (1) 普及率本市ワースト1 (2) 一括購入で市民の命守ろう 5 日本一の清流四万十川を守るために (1) 市民全員で保全に向けて取組もう (2) 合併処理浄化槽の推進とメンテナンス 6 風情ある町づくりを 7 市庁舎をもっとバリアフリーに
8	宮崎 努	1 庁舎利用について (1) 市職員労働組合の庁舎利用について 2 職員給与の事務について (1) チェックオフについて 3 市民病院について (1) 22年度予算について (2) 基準外繰出しについて (3) 市長選公約について	3	勝瀬泰彦	
9	平野 正	1 分収市有林への作業道の開設関係について (1) 作業道開設の趣旨を保護組合員にどう周知されているか (2) 施工業者への技術指導は十分か (3) 「伐採期が到来した山(森林)の収穫を見たい。」との意見を、どう考えるか (4) 役目を休止又は終わった作業道の活用について 2 国道439号沿線、蔵岡上分・中角付近の道路浸水防止対策について (1) 現在、県が実施中の、浚渫工事の規模等を把握されているか (2) 抜本的対策の着手を期待する 3 ご当地ナンバープレートについて (1) 四万十市を、より、全国に発信するため、市の歴史や文化・名物等をナンバープレートに表示したものを作成してはどうか	4	稲田 勇	1 介護保険制度について (1) 介護認定者、サービスの利用状況、施設待機者等の現状は (2) 第5期事業計画の策定にあたって 2 保健・予防活動の推進について (1) 特定健診等の受診状況は (2) 健診受診意識の向上のために 3 ジェネリック医薬品の普及について 4 就学援助制度について (1) 適用基準等の現状について (2) 制度の周知について
					1 四万十市のゴミ集荷システムの地域格差について (1) 自由ヶ丘団地のゴミ集荷システムについて 2 中学校給食について (1) 中村中学校の昼食について 3 文化センターについて (1) 現状と課題 (2) 今後の展望
					1 市長の政治姿勢について (1) 四万十市の総合計画について (2) まちづくりについて (3) 四万十川の諸問題について (4) 観光立市について (5) 発達障害者対策について

勝瀬 泰彦 議員



子供たちをネット被害から守ろう

質問 携帯電話のフィ
ルタリング状況は。

答弁 中学生電話所有
調査では、フィルタ
リング実施19%、未
実施37%、分からな
い44%であった。

今後アンケート
調査を実施し、実態
の把握に努める。

質問 保護者共々ネッ
ト教育を。

答弁 23年、24年改定
の新学習指導要領で
の情報モラル教育の
充実を図る。

校庭の芝生化を

質問 子供の体力向上
と環境整備に校庭の
芝生化を。

答弁 教育環境整備項
目に校庭の芝生化を
掲げているが、西土
佐地域では鹿の糞害

の拡大、中村小改築
検討委員会でも維持
管理、糞害の理由か
ら不採択となっている。

しかし、子供達にと
って大変有効と考え
ているので、先進事例
や他市の取組状況を
見極め、保護者、地域
の理解を経て、具体的
方向性を出していく。

水害時の水の確保

質問 各地域で井戸水を
選定し、利活用すべきだ。

答弁 災害時に有効な
手段と考える。

防災会の協力を得て、
来年度から井戸の保
有状況を調査する。

日本一の清流、四万十
川を守るために

質問 水質保全に合併
浄化槽の設置推進を。

答弁 本市では公共下
水道、農業集落排水
事業、合併浄化槽事
業を行っている。

水質保全には重要
な施策と考える。
今後整備促進に
努める。

質問 メンテナンス未
実施の状況がある。指
導すべきである。

答弁 設置者は、保守点検
浄化槽清掃業務、法定点
検の、3つの義務がある。

設置許可者の県と
連携し、より一層適
性な維持管理がなさ
れるよう努める。

風情ある町づくりを

質問 町中に柳の植栽を。
検討が必要。

美しい町並みづく
りには、1つのポイ
ントと認識する。

推進会議でも論議し
てもらえるよう提案する。

庁舎周辺は植栽をし
たばかりで考えていない。
質問 郷土資料館周りの
木の伐採を。

答弁 風致公園と云う
位置付けで大規模伐
採は困難。必要に応
じて適正管理に努める。

市庁舎をもっとバリアフリーに
質問 高齢者のために杖
ホルダー設置を。

答弁 1階、2階に、3月
中に10個程度設置する。

稲田 勇 議員

ジェネリック医薬品の
普及で経費削減を

質問 国保財政は、保
険税の減収と国保負
担金が約50%から25
%に半減され、医療
費は増加する悪循環
を繰り返す構造的な
問題がある。

病院等で処方され
る薬には、新しく開
発された新薬と、新
薬の特許期間が終了
後に製造販売される
ジェネリック医薬品
は研究・開発期間が
短い等の理由で、新
薬と同じ成分・効能
でも2割から7割の
値段である。

私は平成14年3月
議会会で患者・保険者・
医療機関の薬代を軽
減するために、市民

病院での普及状況を
聞いたが、当時は2
品目の使用であったが、
現在はいくらか。新
薬との比較でどれ位
の軽減効果があるか。

答弁 市民病院での使
用は71品目に広がり、
今年2月分で約14
0万円、年間に換算
すると約1680万
円の軽減になる。

3月下旬より、国
保の40歳以上の被保
険者に、ジェネリッ
ク医薬品を使用した
場合の自己負担額の
差額通知をすること
にしている。

特定健診の受診状況
とその影響について

質問 国は平成20年度
から始まった特定健
診調査で、市町村な
どの保険者に対して、
受診率の数値目標を
示し、最終年度の24年
度は65%にするよう
に求めている。到達
状況によって、後期

高齢者医療制度の負
担金を10%の範囲内
で増減されることに
なっている。受診率
の状況と、ペナルテ
ィを課せられた場合、
どの位の影響を受け
るか。

答弁 特定健診の受診
率は平成20年度は目
標30%に対して29%、
21年度は目標40%に
対して27・2%、22年
度は目標50%に対し
て、2月末現在で23・
3%である。

この様な受診率で
推移すると、後期高
齢者医療制度への負
担金は最大約5千万
円の増加になる可能
性もあり、国保財政
がさらに圧迫される
ことになる。

今後は、保健・医療・
福祉連携事業で、「ふ
れあい談話室」等の
協力を得ながら、健
康増進と受診率の向
上に取り組みたい。

濱田 裕介 議員



四十万十市のゴミ収集システムの地域格差について

質問 当市に於ける、ゴミ収集方法とその地区数は。

答弁 戸別収集が48地区、ステーション方式が90地区、併用が3地区。

質問 ステーション一カ所あたりが対応する世帯数は。

答弁 市全体としては把握していないが、具同地区を例に取ると、一カ所あたり約4・8世帯となる。同じ具同でも、自由ヶ丘は一カ所あたり115世帯となる。

質問 自由ヶ丘のようなケースでは、世帯

によっては、ステーションまでの距離がかなり遠くなる。高齢者世帯などでは、かなり負担が大きくなるのではないか。

答弁 平成21年に「高齢者等のゴミ出しに対する支援制度」を設けていて、訪問介護サービスのヘルパー援助が必要な方からの申し出があれば、柔軟に対応している。

中学校給食について

質問 当市の中学校給食実施の展望は。

答弁 平成19年6月策定の「四十万十市学校給食実施計画」で、市内全小学校での完全給食実施状況をふまえ、保護者の意向、給食実施の必要性を見極めながら、中学校の給食実施について検討することとなっている。現在、西土佐地区の小学校再編の

途中で、西土佐地域の小学校の完全実施が完了していない。中学校の学校給食への取り組みは、それ以降に検討することになる。

四十万十市立文化センターについて

質問 老朽化にともない建て替えも視野に入れた施設の改善が求められていると思うが、現状に於ける問題点は把握できているか。今後どのように対処するか。

答弁 市と管理者との関係が密でないのが根本的な問題と考える。財政の視点から、全面改築は難しいが、管理者との連携を強化し、ハード、ソフト両面からより良い文化センターになるよう取り組んでいく。

矢野川 信一 議員



市長の政治姿勢について (1) まちづくりについて

質問 市街地を囲む外周道路計画として不破角崎から市街地へ繋ぐ路線を計画すべきだ。

答弁 都計道路として中村山路線があり都市計画を変更して取り組みを進める。角崎からサンリバーまで10メートル幅員として計画する。

(2) 四十万十川の諸問題について

質問 四十万十川の重要産業であるアオノリ、アオサ等の今後の対策と砂州復元を一日も早くすること。(下流域に堆積している砂利を取るべき)

答弁 スジアオノリは最近の5年間で最も少ない1ト台に低迷しそうである。アオサも近年10ト台にまで落ち込んでいる。

砂州の復元工事は現在、導流堤の移設を実施しており、その後、土砂投入が始まるがどこから土砂を持つてくるかが課題。今の県の方針では河口周辺の余剰土砂を集めるとし、山や丘を削って持つてくる考えはないと聞いている。

(3) 観光立市について

質問 一条公時代のまちの復元の構想を持つてはどうか。

答弁 いい提案だ。小京都を切り口として発想できればと共感する。是非共考えてみたい。

質問 経済効果を考え全国規模の会議の誘

致を図れ。
答弁 賛成であり積極的に取り組む。小京都会議も3回目の誘致をしたい。

(4) 発達障害者対策について

質問 支援法が施行され、国や地方自治体の責務として各施策に取り組んでいるが、乳幼児の健康診断や他機関との連携、また当市の就労支援は。

答弁 3カ月乳児から1才9カ月児までは90%以上の検診率となっている。気になる子供には継続的にフォローしている。高知大学の先生や県療育センター等と個別相談をもっている。就労支援は、就業・生活支援センター、ラポール等と連携し支援をしている。

小出 徳彦 議員



国保税の引き上げについて

質問 今回の条例改正案の国保運営協議会での検討内容と引き上げ判断の状況は。

答弁 税率9・5%引き上げに対する諮問に対しての検討を2回お願いした。委員からは、引き上げ時期を先送りする事の可能性、引き上げ率を抑える事の可能性について意見をいただいた。運営協議会からは、①県内他市と比べて低い収納率を上げるための努力をすること、②税率を引き上げ後は、市の理由を含めた周知を十分に言い理解を求

める事についての付帯意見がつく中で全員の決定をもらったと判断している。

質問 国保運営協議会における検討内容の中で国保被保険者の職業別・所得別・年代別構成については把握されているのか。

答弁 所得別については既に制度の中でも七割・五割・二割軽減といった一定の配慮がなされている。

また、資産割については、国保の被保険者に占める自営業の方の割合が低くなっていることから、所得を産まない資産に考慮することとし、今回2ポイント落すこととした。

質問 引き上げに対する市民への周知の在り方について

答弁 1月の広報に税率改正に関する周知

がなされなかったのは、国保税率の改正についての判断は当該年度の国保財政をどのように見積もるかであるが、この作業に取り掛かれるのは国の関係通知が届く1月11日からとなった。この結果1月中旬に来年度赤字になる事が判断された為1月の広報への周知が間に合わなかった。今後は市のホームページ等機会を得て説明をしていきたい。

質問 収納率への影響対策、軽減策は。

答弁 今回、軽減の取り組みとして本来は、一般会計からの繰り入れをルール化されていないものを今回一般会計から1853万円繰り入れ、税率上昇を軽減している。

宮崎 努 議員



庁舎利用について

質問 新庁舎別棟に入る予定の市職労事務所の使用料は、市場価格より割安だと思ふ組合のための条例設定と思われるためにも、価格を一般的に価格に設定した上で、労働組合法第7条の規定により減免した方が良いのではないかと根拠にしている問題はない。但し、使用料等は4年に一度見直しをするので、その際検討する。

質問 庁舎建設により組合事務所が市健康管理センターを目的外利用しているが、同施設が補助金を利用して

金の返還事由になるのではないかと。

質問 各省市の財産処分承認基準によると一時使用に関しては財産処分(貸し付け)に当たらないとなっている。

職員給与の事務について

質問 組合費の給与天引きについて、全国で条例制定されていない事例が多くあると聞くが、四十十市はどうか。

答弁 「四十十市一般職員の給与に関する条例」で規定している。

質問 自由加入である公務員の組合費の天引きを市が行う事についての市長見解は。

答弁 法律、条例に基づく運用であり問題ない。

市民病院について

質問 22年度基準外繰出しをしなければ、自転車操業状態になる事がわかりながら、基準外繰出しをしなかったのはなぜか。

答弁 22年度は資金不足の心配が無かったため、基準外繰出しをお願いしなかった。

質問 基準外繰出しの根拠である改革プランにない25年度以降も繰出しを続けるのか。

答弁 いろいろ経営努力はするが、資金が必要であれば、病院の存廃とセットで議会に提案する。

質問 今回の基準外繰出しに併せて、いろいろという経営改善策に腹案はあるか。

答弁 予算案以外腹案は無い。

質問 今回提案の医師の手当アップは、市長公約の50万円の研修手当を含めた1億円の財政出動をあきらめた結果か。

答弁 今回の提案は医師の待遇改善と引留め策であり、1億円の一部分。他にも効果的な案があれば採用したい。

平野 正議員



分収市有林への作業道の開設関係について

質問 作業道開設に当たって、保護組合と協議や対話は、されているか。

答弁 開設前に協議し、同意を得て実施している。

質問 作業道施工業者への技術指導は、十分にしているか。

答弁 毎年、技術講習会等を開いて、指導している。その中で、自然災害に強い構造を指導している。

質問 開設時の支障木や間伐は、良木を伐らないように。

答弁 列状間伐を行っている。良木は、なるべく伐らないように努める。

質問 「伐採期が来た山の収穫を見たい。」との意見を、どう考えるか。

答弁 希望があれば、分収権の買い取りを検討する。

質問 役目を終えた作業道は、整備をして環境学習や、観光道として活用しては。

答弁 間伐体験学習等の受け入れを行い、地元への民泊や交流が図れるよう努めているが、今後、「前が森」周辺の活用も含めて検討して行く。

国道四三九号沿線、蕨岡上分・中角付近の道路浸水防止対策について

質問 現在、行われている浚せつ工事の規模等を把握しているか。

答弁 河川敷伐竹と、面積約4300平方メートル、掘削土量1万立方メートルの除去と承知している。

質問 この工事で、国道路面又、向かいの市道

の浸水は、相当の降雨時ににも避けられるか。

答弁 雨量に対する具体的見解は難しいが、流量が増大するので、相当効果があるので、はないかと見ている。

質問 抜本改修に向けての申し入れは、行ったか。

答弁 今後の、河川改修を含め、県に対して河川整備の要望をする。

ご当地ナンバープレートについて

質問 四十万十川や小京都をデザイン化した、バイクのナンバープレートを作成して、より、四十万十市を売り出すのはどうか。

答弁 現ナンバープレートの在庫もあるもので、費用対効果を考え、今後、検討したい。



議 案

- 第1号議案** 平成22年度四万十市一般会計補正予算(第5号)について (全会一致原案可決)
7,399万9,000円を減額し、予算総額を208億4,774万3,000円とする。消費者行政、DV対策・自殺予防等の弱者対策、知の地域づくりを対象とした「住民生活に光をそそぐ交付金」を活用した事業の予算化と、決算見込による各事業の減額など。
- 第2号議案** 平成22年度四万十市老人保健会計補正予算(第2号)について (全会一致原案可決)
102万1,000円を追加し、予算総額を304万2,000円とする。老人保健会計を今年度限りで廃止するため、決算による黒字額を一般会計に繰出しする。
- 第3号議案** 平成22年度四万十市後期高齢者医療会計補正予算(第3号)について (全会一致原案可決)
541万1,000円を追加し、予算総額を4億4,146万6,000円とする。保険料収入の見直し、一般会計から保険基盤安定繰入金金の確定により、後期高齢者医療広域連合納付金を補正するもの。
- 第4号議案** 平成22年度四万十市下水道事業会計補正予算(第3号)について (全会一致原案可決)
桜町雨水幹線工事の工法変更に際し、現地状況等により工法変更の不測の日数を要し年度内の完成が見込めないため繰越すもの。
- 第5号議案** 平成22年度四万十市鉄道経営助成基金会計補正予算(第2号)について (全会一致原案可決)
1万6,000円を追加し、予算総額を2億6,236万円とする。鉄道経営助成基金利息を基金に積立てるもの。
- 第6号議案** 平成22年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算(第4号)について (全会一致原案可決)
100万1,000円を追加し、予算総額を33億3,165万5,000円とする。年間必要額の見直しにより在宅介護手当を増額するもの。
- 第7号議案** 平成23年度四万十市一般会計予算について (賛成多数修正可決)
予算の総額を203億6,700万円と定める。
(修正内容) 病院事業会計への繰出金を7,700万円削減する修正案が議員提案され賛成多数で可決された。

- 第8号議案 平成23年度四万十市国民健康保険会計事業勘定予算について(賛成多数原案可決)
予算の総額を、41億2,842万4,000円と定める。
- 第9号議案 平成23年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定予算について(全会一致原案可決)
予算の総額を、4億4,398万9,000円と定める。(西土佐診療所、大宮出張診療所、口屋内出張診療所)
- 第10号議案 平成23年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計予算について(全会一致原案可決)
予算の総額を、999万2,000円と定める。
- 第11号議案 平成23年度四万十市後期高齢者医療会計予算について (全会一致原案可決)
予算の総額を4億4,127万2,000円と定める。
- 第12号議案 平成23年度四万十市下水道事業会計予算について (全会一致原案可決)
予算の総額を10億7,418万5,000円と定める。桜町雨水幹線工事などの雨水対策、角崎汚水幹線・枝線工事などの汚水対策、中央下水道管理センター等の長寿命化工事など。
- 第13号議案 平成23年度四万十市と畜場会計予算について (全会一致原案可決)
予算の総額を2億6,228万5,000円と定める。
- 第14号議案 平成23年度幡多公設地方卸売市場事業会計予算について (全会一致原案可決)
予算の総額を2,053万6,000円と定める。
- 第15号議案 平成23年度四万十市住宅新築資金等貸付事業会計予算について(全会一致原案可決)
予算の総額を190万5,000円と定める。
- 第16号議案 平成23年度四万十市鉄道経営助成基金会計予算について (全会一致原案可決)
予算の総額を3億3,293万1,000円と定める。
- 第17号議案 平成23年度四万十市農業集落排水事業会計予算について (全会一致原案可決)
予算の総額を4,708万4,000円と定める。
- 第18号議案 平成23年度幡多中央介護認定審査会会計予算について (全会一致原案可決)
予算の総額を629万円と定める。
- 第19号議案 平成23年度四万十市介護保険会計保険事業勘定予算について (全会一致原案可決)
予算の総額を32億2,526万1,000円と定める。
- 第20号議案 平成23年度四万十市簡易水道事業会計予算について (全会一致原案可決)
予算の総額を5億58万9,000円と定める。
- 第21号議案 平成23年度四万十市園芸作物価格安定事業会計予算について (全会一致原案可決)
予算の総額を2,810万2,000円と定める。
- 第22号議案 平成23年度四万十市水道事業会計予算について (全会一致原案可決)
収益的収入4億3,024万7千円、支出3億7,312万円、資本的収入9,083万7千円、支出2億7,424万5千円などを定める。
- 第23号議案 平成23年度四万十市病院事業会計予算について (賛成多数修正可決)
収益的収入20億2,538万3千円、支出21億2,025万6千円、資本的収入8,406万7千円、支出1億7,536万3千円などを定める。
(修正内容)一般会計からの繰入金を7,700万円削減する修正案が議員提案され賛成多数で可決された。
- 第24号議案 四万十市暴力団排除条例 (全会一致原案可決)
行政、市民及び事業者が一体となって市民の生活や社会経済活動の場から暴力団を排除し、安全で安心な市民生活を実現するために、県条例の施行日にあわせて、ともに機能しえる四万十市の条例を制定するもの。
- 第25号議案 宿泊体験型モデルハウス四万十ヒノキの家の設置及び管理に関する条例(全会一致原案可決)
四万十ヒノキを始めとする地場産木材の良さをアピールし木材需要を掘り起こすため、地場産ヒノキをふんだんに使用した宿泊体験型モデルハウスの設置及び管理について必要な事項を定めたもの。
- 第26号議案 四万十市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例(全会一致原案可決)
23年度より高齢者に対する口腔ケアの必要性の啓発、口腔ケアの直接実施を行う「四万十市口腔ケア事業」や乳児検診時の歯科衛生指導など総合的な歯科保健を行うため、専門職である歯科衛生士を歯科保健推進員として配置するもの。

- 第27号議案 四万十市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（全会一致原案可決）
病気休暇及び休職期間における給与支給期間の見直しや、市民病院医師の手当等の見直しをするもの。
- 第28号議案 四万十市特別会計条例の一部を改正する条例（全会一致原案可決）
老人保健制度の廃止に伴い、平成23年3月以降の特別会計の設置は市に委ねられているが、22年度において医療給付に係る支出もないため、22年度限りで老人保健会計を廃止するもの。
- 第29号議案 四万十市国民健康保険条例の一部を改正する条例（賛成多数原案可決）
被保険者の所得減少による税収の減少、後期高齢者の医療費の増加による後期高齢者支援金の負担増により、平成23年度以降大幅な赤字が見込まれることから保険税の引き上げを行うもの。
- 第30号議案 四万十市立学童保育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（全会一致原案可決）
新築した川崎小学校の学童保育施設を平成23年4月から利用開始するため、その施設の名称及び位置を定めるもの。
- 第31号議案 四万十市立学校設置条例の一部を改正する条例（全会一致原案可決）
平成24年4月開校予定の新設小学校の開校準備に1年を必要とするため、現在の川崎小学校にかわり新設校（西土佐小学校）の名称及び位置を定めるもので、条例施行は、平成24年4月1日。
- 第32号議案 四万十市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（全会一致原案可決）
川崎小学校と西土佐中学校の共同調理場が完成し、平成23年4月からの稼働に合わせその名称及び位置を定めるもの。
- 第33号議案 四万十市国民健康保険条例の一部を改正する条例（全会一致原案可決）
出産育児一時金が平成21年10月から緊急少子化対策として暫定的に4万円引上げ39万円としていたものが、平成23年4月以降これを恒久化する健康保険法施行令の改正が予定されていることに伴い、本市も同様の改正を行うもの。
- 第34号議案 四万十市庁舎建設基金条例を廃止する条例（全会一致原案可決）
庁舎建設事業が平成22年度で終了するため、廃止するもの。
- 第35号議案 公の施設の指定管理者の指定について（全会一致原案可決）
具同地区集会所について指定管理者の指定期間が平成23年3月末において満了するため、当該期間満了後の指定管理者を指定するもの（5年間）。
- 第36号議案 公の施設の指定管理者の指定について（全会一致原案可決）
本年度建築した宿泊体験型モデルハウス四万十ヒノキの家について、指定管理者を指定するもの。指定期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間。
- 第37号議案 四万十市道路線の廃止について（全会一致原案可決）
10路線の延長変更に伴う路線再編により、路線の起終点に変更が生じたことから新たに路線を認定するにあたって、各路線を一旦廃止するもの。
- 第38号議案 四万十市道路線の認定について（全会一致原案認定）
地権者との協議が整い市道として認定する平野山線と、37号議案により廃止する路線の再編により津賀1号線他26路線の合計27路線を市道として認定するもの。
- 第39号議案 四万十市過疎地域自立促進計画の一部変更について（全会一致原案可決）
四万十市過疎地域自立促進計画において、西土佐診療所を本区域で重要な地域医療の拠点として、維持確保していくために運営支援をするもの。
- 第40号議案 四万十市土地開発公社の解散について（全会一致原案可決）
土地の先行取得等、計画した事業が完了し土地開発公社設立の目的が達成したため、同公社を解散するもの。
- 第41号議案 固定資産評価員の選任について（杉本整史）（全会一致原案同意）
現固定資産評価員からの辞職願の受理に伴い、次期固定資産評価員を選任するもの。

諮問

- 第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて（大森景一）（全会一致原案同意）
現人権擁護委員が平成23年3月31日をもって辞任することに伴い、その後任を推薦することについて議会の意見を求めるもの。

議員提出議案

第1号 四万十市議会委員会条例の一部を改正する条例

(全会一致原案可決)

12月定例会で可決された四万十市行政組織条例及び四万十市職員定数条例の一部を改正する条例による四万十市行政組織条例の一部改正(平成23年4月1日施行)等に基づき、3常任委員会の所管の一部を変更するもの。

第2号 四万十市議会会議規則の一部を改正する規則

(全会一致原案可決)

一般質問の一問一答方式を、本年6月定例会より本実施するために必要な会議規則の改正を行うもの。

意見書

○国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書

(全会一致原案可決)

(提出者 稲田 勇ほか15名)

国民健康保険の主な財源は、国、都道府県、保険者の負担金及び被保険者の保険料から成り立っています。

国民皆保険の基礎をなす国民健康保険は、制度設計された当時に比べ加入者の層が大きく変化しています。特に、無職者や年金生活者などの低所得者の占める割合が増加しています。

その結果、高齢社会の進行に伴う医療費の増大と相まって国保会計は慢性的な赤字に陥り、加入者の保険料負担は家計の大きな圧迫となり、「高すぎて払えない」など収納率が低下をしています。

また、組合健保加入者や共済健保加入者との比較でも、同等の収入であってもその2倍から3倍も高く、自治体間の保険料の格差も財政力の違いによって開きが生じています。

このまま放置されるならば国民健康保険は制度そのものが崩壊しかねない状態です。

本来ならば、低所得者の加入者増大に対応して国庫負担を増やすことが不可欠であったけれど、国は、1984年まで国庫負担割合としてきた45%を、38.5%に引き下げ、そのほか事務費負担の廃止など大幅に後退させてきたことが、今日の国民健康保険をめぐる危機的な状況をつくりだした原因です。

国民健康保険法第4条では「国は国民健康保険事業の運営が健全に行われるようにつとめなければならない。」という国の責任を規定しています。

よって、国におかれては、国民健康保険制度の安定的かつ健全な運営を図るため、国庫負担割合を少なくとも従前の負担割合に回復することを強く求めます。

(提出先:内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣)

○保育制度改革に関する意見書

(全会一致原案可決)

(提出者 坂本圭子ほか13名)

現在、国において検討されている新たな保育制度＝「子ども・子育て新システム」は、すべての子どもに切れ目のないサービスを保障するとしながら、市場原理による保育のサービス産業化や直接契約・直接補助方式の導入など介護保険制度をモデルにした保育制度改革に加えて幼保一体化や最低基準の地方条例化まで、十分な議論もないうまま強引にすすめるようとしている。

現行保育制度は、国と自治体の公的責任、最低基準の遵守、公費による財源保障と応能負担を制度の柱にしており、すべての子どもの保育を受ける権利を保障してきた。しかし、現在検討されている国の制度改革の方向は、国の責任を市町村に委ねるだけでなく、児童福祉法24条にもとづく市町村の保育実施責任を大幅に後退させるもので、保育の地域格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況により子どもが受ける保育のレベルにも格差が生じることになりかねない。あわせてそれぞれ成り立ちも運営形態も異なる幼稚園と保育所を一体化することに対して拙速な結論を出すことは、社会に大きな混乱を引き起こすものである。

子どもの貧困や子育て困難が広がり、急激な少子化の進行にも関わらず都市部では保育所の待機児童が急増し、過疎地で保育の場の確保が困難になっている。いま必要なのは、国と自治体の責任で保育・子育て支援を拡充し、充分な財源を確保することなど、すべての子どもに質の高い保育を保障するための保育制度の拡充である。

よって国及び国会におかれては、子どもの権利を最優先に、地方自治体の実情を踏まえたうえで、国と地方自治体の責任のもとに保育制度の拡充を図られるよう、以下の事項について強く要望する。

1. 保育所・幼稚園・学童保育及び子育て支援関連予算を大幅に増やし、子育てにかかわる経済的負担の軽減を図ること。
2. 児童福祉施設最低基準を引き上げ、抜本的に改善すること。
3. 保育に格差が生じる直接契約・直接補助方式は導入しないこと。
4. 幼保一体化については拙速な結論は避け、慎重に検討すること。

(提出先:内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、総務大臣ほか)

○燃油減免制度の継続を求める意見書

(全会一致原案可決)

(提出者 川村一朗ほか15名)

これまで農漁家の経営に貢献してきた免税軽油制度(1リットルあたり32円10銭)が、地方税法の改正によって、このままでは2012年(平成24年)3月末で廃止される状況にあります。

また、現在、政府が昨年、1年間延長したA重油の免税・還付措置(1リットルあたり2円04銭)も廃止される状況にあります。

免税軽油とは、道路を走らない機械に使う軽油について軽油取引税(1リットルあたり32円10銭)を免税するという制度で、農業の機械(耕運機、トラクター、コンバイン、栽培管理用機械、畜産用機械など)や船舶、倉庫で使うフォークリフト、重機など、道路を使用しない機械燃料の軽油は、申請すれば免税が認められてきました。

以上の趣旨から、免税軽油の制度を維持していただくこと、A重油の免税・還付措置を継続していただくことを強く求めます。

(提出先:内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣)

(全会一致原案可決)

(提出者 宮本博行ほか7名)

しかし、2008年のリーマンショックを端緒とする世界的な経済不況によって、日本経済はかつて無い深刻なデフレと長期不況から脱せられないでいる。もともと経営基盤の脆弱な森林・林業をとりまく環境はかつてない危機的な状況となっている。

記

5 森林整備法人(都道府県林業公社等)の円滑な森林整備を推進するための地方財政および金融措置を含む支援策を強化すること。(提出先:衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、農林水産大臣)

(全会一致原案可決)

(提出者 宮本博行ほか12名)

しかしながら、2月14日、第30回障がい者制度改進黨推進會議において公表された障害者基本法改正案は、障がい者の権利保障の観点から極めて不十分で国際水準に到達するものではありません。政府が遵守すべき義務も不明確です。今回の障害者基本法改正は、障がい者に関する全ての法制度の基本となるものであり、その進展にかかわる極めて重要な改正です。よって、四万十市議会は以下の点を要請致します。

- 1 「2010年6月29日の閣議決定（「障がい者制度改革推進会議」の第1次意見2010.6.7を最大限尊重する内容）、「障がい者制度改革推進会議」の第2次意見2010.12.17、及び国連障害者権利条約を踏まえて、障害者基本法改正案を策定すること。
- 2 「障がい者制度改革推進会議」の合意を得た上で、迅速に障害者基本法改正案を提出し、その成立を図ること。
(提出先:衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、厚生労働大臣)

3月11日に発生しました東日本大震災により多くのの方が被災をされました。被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げますと共に、犠牲となられました方の御冥福をお祈り申し上げます。

また、一日も早い復興をされます事をお祈りいたします。

四十万市議会におきましては、3月定例会終了後、新たな委員会体制で新年度をスタートいたしました。より一層の議会活動の推進と、市民の皆様の付託に応えるべく努力をしてまいります。

今後とも議会に対しまして御理解、御指導賜りますようお願い申し上げます。

委員長 矢野川 信一
副委員長 小出 徳彦
委員 坂本 圭子

平 川 勝 白 宮
野 村 瀬 木 本
一 泰 一 博
正 朗 彦 嘉 行

(西十佐総合支所では1階市民室で視聴いただけます)